

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

2021年3月31日

各 位

3月社長記者会見

1. 2021年度業務計画について <資料1 参照>
2. システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について <資料2 参照>

以 上

2021年3月31日

株式会社名古屋証券取引所

2021年度 業務計画

1. 名証の魅力向上

(1) 新規上場の促進等

- ① 中部地区のみならず、関東・関西等の未公開企業を個別訪問し、名証への単独上場を直接アピールする。

また、中部地域の既上場企業に対しても名証への重複上場を促すため、個別訪問を実施する。

※新型コロナウイルス感染拡大状況によって、個別訪問ができない場合は、Webミーティングの利用なども検討する。(以下訪問活動について同様)

- ② 名証主催のIPOセミナーを開催(年3回予定)する。

また、IPO関係者とも積極的に接触を図るとともに外部セミナーへも積極的に登壇し、名証市場の魅力などを伝えていく。

加えて、当取引所市場の市場区分整備後の新しい市場基準の周知に努める。【新規】

※新型コロナウイルス感染拡大状況によって、セミナーが開催できない場合は、オンライン形式による開催なども検討する。(以下セミナー等イベント開催について同様)

(2) 名証市場の認知度向上・利用促進

- ① 事前公表型の自己株式取得に関し、上場企業及び幹事証券会社に対し名証の利点をアピールしながら、名証市場の利用促進活動を実施する。
- ② ETF市場の認知度向上及び流動性向上を目的に、プロモーション活動を実施する。
- ③ 名証単独上場銘柄の流動性向上を目的に、単独新規上場企業に対し、地元の証券営業担当者を対象とした企業説明会を無料で開催する。
- ④ 名証市場の魅力向上(重複上場の誘致)を目的に、重複新規上場会社に対し、個人投資家向け説明会を無料で開催する。
- ⑤ 名証市場の状況、市場動向に関する調査・分析、名証の取組み等に関する情報を掲載した「名証通信 -Communication Letter-」を発行し、上場企業、取引参加者、マスコミ、一般投資家等に対して有用な情報を提供する。

- ⑥ 広告その他宣伝媒体の有効な活用を検討・実施し、一般向けに名証の存在をPRする。
加えて、当取引所市場の市場区分整備後の新しい市場基準をPRする。【新規】

(3) 上場企業及び取引参加者に対するサービス・サポートの強化

- ① 上場企業に対し、個人投資家に向けたIR活動の場を提供するため、「名証IRエキスポ」(9月10日・11日予定)やIRセミナー等を開催する。個人投資家への訴求力を高めるため、SNSを活用したイベント告知など積極的に展開する。
また、「名証IR懇談会」の事務局として、上場企業のIR活動を側面から支援する。
※「名証IRエキスポ」は、通路を広げ密にならない環境を整備する等、十分な新型コロナウイルス感染対策を実施。ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況により開催できない可能性があることを踏まえ、オンラインでの開催も検討。
- ② 上場企業向けサービスの一環として、新卒採用サポートを実施する。
また、就職支援会社のWeb上で、名証上場会社の採用支援活動のサポートを行う。
- ③ 上場企業の実務担当者向けに、時節に即した適時開示上の注意点等に関する説明会を開催するほか、インサイダー取引規制等のコンプライアンス体制の向上支援のためのセミナーを開催するなど、有用な情報提供を継続する。
また、「名古屋株式事務研究会」の事務局として、上場企業の株式関係事務の合理的運営と能率向上を側面から支援する。
- ④ 上場企業間の親睦及び上場企業との意見交換の場として「名証上場企業交流会」を開催(2月予定)する。
また、中部以外の地域に本社のある重複上場企業とのコミュニケーションを円滑にするための個別訪問を実施する。
- ⑤ 取引参加者の顧客向けサービスへのサポート及び名証単独上場銘柄の知名度向上を目的として、取引参加者と共催セミナーを開催(9月～3月予定)する。
- ⑥ 取引参加者等と連携しながら株式投資の魅力を訴求することを目的に一般投資家を対象とした「上場企業工場(施設)見学ツアー」等を開催する。
- ⑦ 取引参加者とのコミュニケーションを促進するための個別訪問を実施する。
- ⑧ 取引参加者の従業員向けサポートを目的として、著名講師による営業担当者向けの研修セミナーを開催する。また、取引参加者各社のIT技術の活用やITリテラシー向上の寄与するため、Fintech勉強会及びIT実務研究会を開催する。
- ⑨ 取引参加者向けサービスの一環として、新卒採用サポートを実施する。
また、就職支援会社のWeb上で、取引参加者の採用支援活動のサポートを行う。

2. 名証市場の信頼性・公正性の向上

(1) 適切な自主規制機能の発揮

- ① 上場監理業務を適切に遂行するため、証券取引等監視委員会、東海財務局等との情報交換を定期的に行うなど、監督当局との連携を図る。

また、上場審査及び上場管理に係る各種情報交換や事例研究を目的とした「全国証券取引所連絡会議」に参加し、上場審査及び上場管理の機能向上及び担当者のスキルアップを図る。

- ② 2022年4月に実施される東証の市場区分見直しを踏まえ、当取引所市場について市場区分の整備を実施する。【新規】

また、その他の上場制度の整備等を必要に応じて実施するほか、上場監理業務の適切な遂行のために必要な取組みを実施する。

- ③ 市場監理を適切に遂行するため、監督当局や他の金融商品取引所との連携を図り、売買審査上有益な情報交換を実施する。

また、売買審査担当者のスキルアップを図るため、証券取引等監視委員会の研修等に参加する。

- ④ 取引参加者監理業務を適切に遂行するため、考査（他の自主規制機関との合同検査）を実施する。

また、考査担当者のスキルアップを図るため、考査に有用な各種研修等に参加する。

- ⑤ 当地域の取引参加者のコンプライアンス業務の質的向上を図るため、「コンプライアンス実務担当者向けセミナー」を開催する。

(2) 市場インフラの信頼性・安定性の向上

- ① システムリスク分析・障害分析・障害対応訓練等を継続的に実施することにより、システムリスク管理の実効性向上に努める。

- ② セキュリティリスク対策を検証し、実効性向上等に向け、必要な改善に取り組む。

- ③ 災害時等における市場業務継続のための訓練等を実施する。

- ④ 市場機能向上のための制度整備等を必要に応じて実施するほか、東証システム障害を契機とする売買再開ルールの整備等の協議内容を踏まえて必要な取組みを実施する。

3. 投資知識普及活動の実施

- ① 「証券知識普及プロジェクト」（事務局：日証協）に参画し、関連イベント等の広報活動に協力する。
- ② 小学生及び中学生を対象に、暮らしと経済や株式会社との関係について講義やボードゲームを通じて学習してもらう親子経済教室を開催（夏休み期間中の開催を予定）する。
- ③ 名証市場及び上場銘柄の認知度向上並びに若年層の金融リテラシー向上及び金融経済教育の充実の一助となることを目的に、学生を参加対象とした「名証株式投資コンテスト」を開催（10月～12月予定）する。
- ④ 当取引所への見学に対応し、団体申込みのあった見学者に対する要望に沿った説明等を実施する。
また、歴史資料の展示設備を増設するなど見学内容の充実に努める。【新規】
- ⑤ 教員の金融経済教育に関する研究への支援等を行う。
- ⑥ 行政機関等と連携し大学等の授業に講師を派遣し、証券取引所の役割や証券投資等についての講義を行う。

4. その他

- ① 現下の新型コロナウイルス感染拡大に対して、引き続き的確な対策を講じる
また、必要に応じて上場企業に対し、オンライン記者会見のインフラを提供する。
- ② B C Pの観点から、テレワーク環境の整備・拡充を図る。【新規】
- ③ 情報提供契約者数の増加を図るため、名証相場情報の利用者に対し、契約締結・情報料支払い交渉を随時実施する。
- ④ 内部監査により法令諸規則の遵守状況等を検証する。
- ⑤ 全従業員を対象に情報管理に関する社内教育を実施する。

以上

システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について

2021年3月31日
株式会社名古屋証券取引所

I 趣旨

2020年10月に発生した東証 arrowhead の障害においては、システム面での課題のみならず、システム障害時における注文の取扱いルールが整理されていなかったことなどの課題が明らかになりました。これを受けて、東京証券取引所においては、「再発防止策検討協議会」が設置され市場関係者の方々とともに、ルール整備の在り方について検討が行われてまいりました。今般、システム障害等の影響により、当取引所からの売買内容の通知が正常に送信できなかった場合の取扱い等について明確化すべく、以下のとおり概要をとりまとめました。

具体的には、システム障害等により、当取引所から売方取引参加者及び買方取引参加者に対して送信する売買内容の通知に不備があったことを当取引所が知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて通知すること等を明確化します。

II 概要

項目	内容	備考
・ 売買が成立した旨の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、システム障害等により、売買が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて売方取引参加者及び買方取引参加者に対して通知することを明確化します。 ・ 顧客は、当取引所において成立する売買の内容は当取引所から取引参加者に通知される内容（当取引所から改めて通知された場合には、当該再通知の内容）のとおりのことを理解したうえで、取引参加者に対して有価証券の売買を委託することを明確化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止策検討協議会において取りまとめられたとおり、当取引所と取引参加者で認識している約定の状況に齟齬が生じているおそれがある障害が発生し、取引参加者に対して約定成立通知を送信できない状態の場合には、当取引所から売買の内容を遅滞なくファイル形式（約定状況一覧）で提供します。

III 実施時期

2021年6月を目途に実施します。

以上